



各 位

平成 26 年 4 月 21 日

上 場 会 社 名 株 式 会 社 リ ソ ー 教 育  
 代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岩 佐 実 次  
 (コード番号：4714 東証第一部)  
 問 合 せ 先 責 任 者 情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 劉 賢 一 郎  
 情 報 開 示 担 当 リ ー ダ ー 石 田 敦 英  
 (TEL 03-5996-3701)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年5月23日開催予定の第29回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を、定款第31条として新設するものであります。

なお、定款31条の新設に関しましては各監査役の同意を得ております。

(2) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を、定款第46条として新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(取締役の責任免除)
第31条～第44条 (条文省略)	第31条 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</u>
(新設)	(会計監査人の責任免除)
第45条～第47条 (条文省略)	第46条 <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</u>
	第32条～第45条 (現行どおり)
	第47条～第49条 (現行どおり)

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

平成26年5月23日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成26年5月23日 (予定)

以 上